

名古屋市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等補助事業計画案 自己採点表別紙5-2  
(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(子育て世帯専用住戸)用)

(1) 住宅の名称	三の丸住宅
(2) 住戸番号	201
(3) 自己採点表による自己採点結果が同点の場合の希望順位	1位

評価項目		複数の住戸を申請する場合は、 1住戸につき1枚を作成してください。	評価点	最高点	自己採点		
居住環境 (33)	快適性					専用部分の面積	40㎡以上
		25㎡以上	15				
		18㎡以上	10				
		15㎡以上	5				
居住性能	バリアフリーへの配慮※1	有	2	2	0		
	専有部分への移動の配慮として1階※2又はエレベーター着床階	該当有	6	6	6		
入居要件 (30)	家賃負担	契約家賃	5.0万(円/月)以下	15	15	12	
			5.5万(円/月)以下	12			
			6.0万(円/月)以下	9			
			6.5万(円/月)以下	6			
			7.0万(円/月)以下	3			
	その他負担	敷金の額	求めない	9	9	6	
			家賃の1か月分以下	6			
			家賃の2か月分以下	3			
		共益費	5千円未満	6	6	6	
			7千円未満	4			
9千円未満	2						
利便性 (37)	交通施設	市営地下鉄駅、鉄道駅(か)トウケイバス高架部分含む) ※1000m以内に駅が無い場合で、 200m以内にバス停があるときは3点	200m以内	16	16	13	
			400m以内	13			
			600m以内	10			
			800m以内	7			
			1000m以内	3			
	医療施設	医療施設 (内科・小児科・外科・整形外科・眼科・歯科等)	内科・小児科	500m以内	7	7	7
				1000m以内	4		
			その他	500m以内	4		
				1000m以内	2		
	商業施設	食料品を購入できる店舗	食品スーパー	500m以内	7	7	4
				1000m以内	4		
			コンビニエンスストア	250m以内	4		
				500m以内	2		
	公共施設	保育所等、小学校等、区役所(支所)、生涯学習センター、図書館、コミュニティセンター等	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校	500m以内	7	7	7
				1000m以内	4		
			その他	500m以内	4		
1000m以内				2			
合計			100	76			

※1 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号のいずれか及び当該規定に係る同規則第5号に適合する場合に該当。

※2 住宅の主たる出入口が道路に面している階とする。

【選定住戸数の条件】

募集戸数を超える計画書の提出があった場合は、計画案評価点表に示す評価点により評価し、1事業者あたり5戸を上限に合計得点の高い住戸から順に選定する。

【選定に係る留意事項】

(1) 改修費補助にあつては、計画案に記載された補助予定額に関わらず、補助上限額の条件を付して選定する場合がある。  
(2) 選定後に上位の住戸に申請辞退があった場合には、次点の住戸が繰り上げて選定される場合がある。

【同点時における取扱い】

- (1) 快適性の評価点が高いものを上位の順位とする。
- (2) (1)で同点の場合には、入居要件の合計点が高いものを上位の順位とする。
- (3) (2)で同点の場合には、契約家賃の評価点の高いものを上位の順位とする。
- (4) (3)で同点の場合には、利便性の評価点の合計が高いものを上位の順位とする。
- (5) (4)で同点の場合には、交通施設の評価点が高いものを上位の順位とする。
- (6) (5)で同点の場合には、駅までの実際の距離に近いものを上位の順位とする。
- (7) (6)でなお同順位となる場合には、抽選により選定するものとする。

【1つの住戸について複数の住宅の種類に応募する場合は下記に希望順位を記載】

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅	2	位
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(子育て世帯専用住戸)	1	位
居住安定援助賃貸住宅		位

※第1位とした住宅の種類で選定されず、かつ、第2位とした住宅の種類が募集戸数に達していない場合は、第2位とした住宅の種類で選定される場合がある。その後、第2位とした住宅の種類で選定されず、かつ、第3位とした住宅の種類が募集戸数に達していない場合は、第3位とした住宅の種類で選定される場合がある。